

# 新型コロナウイルス感染症に係る 第4波の発生状況と対策の振り返り【概要版】

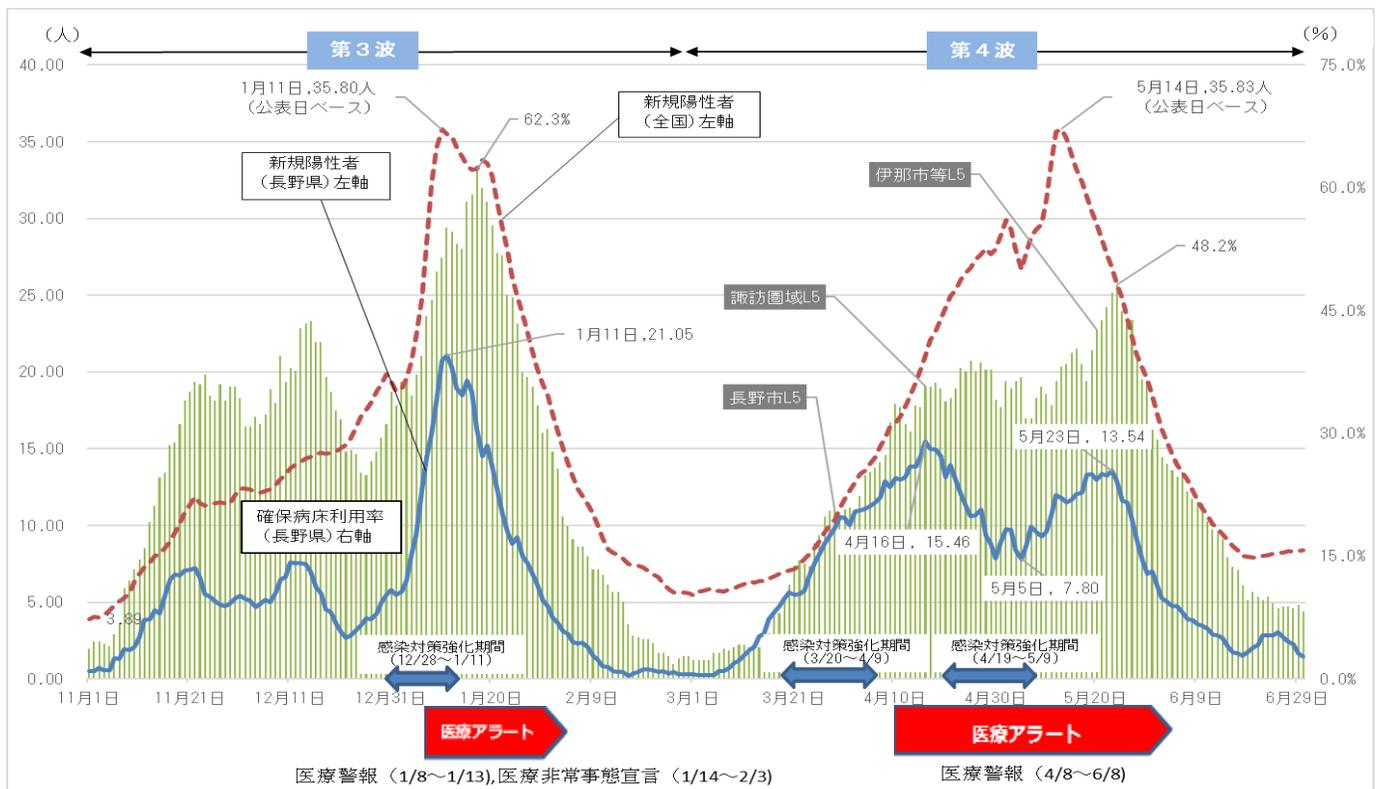
令和3年8月3日  
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## 1. 本県における第4波の特徴（3月1日から6月30日までの122日間）

### （1）陽性者数等の状況

- 3月中旬以降新規陽性者が増加し、4月中旬、5月中下旬と期間中に2回のピーク
- 陽性者数は2,673人で、第3波（R2.11.1～R3.2.28（120日間）で2,021人）に比べ1日当たりの陽性者は約1.3倍に増加
- 感染のピークは、1日の陽性者が最大62人（R3.4.13、4.15及び5.18、第3波：79人）、1週間の人口10万人当たりの新規陽性者が15.46人（R3.4.10～16、第3波：21.05人）と、第3波を下回った
- 10代以下の陽性者の割合が14.0%で、第3波（第3波：10.8%）より増加
- 重症者の割合は1.0%と、第3波（第3波：1.3%）よりやや減少

（直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者（全国・長野県）と確保病床使用率（長野県））



### （2）第4波が発生・拡大した要因

- 年度末・年度始めやゴールデンウィークにおける感染拡大地域との往来等を発端として家庭内や職場内等での感染が生じたこと
- 従来株から変異株への置き換わりが進んだこと（変異株スクリーニング検査陽性率：19.9% [4月5日～11日] →100.0% [5月24日～30日]）

## 2. 発生予防・まん延防止のための県の取組

### (1) 県内の感染状況の把握

- 感染警戒レベルにより圏域ごとの感染リスクの状況を把握するとともに、「医療アラート」として「医療警報」「医療非常事態宣言」の基準を設け運用
- 感染警戒レベルや医療アラートの運用は、県として感染状況等を的確に捉えることはもとより、県民の皆様に対して注意喚起を行い、行動変容を促すといった面でも効果が認められ、感染拡大の抑制に寄与した。

#### (感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安)

レベル	アラート	状態	対応策
1		陽性者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発出し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警報」を発出し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
4	特別警報Ⅰ	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討
5	特別警報Ⅱ	感染が顕著に拡大している状態	外出自粛や施設に対する営業時間の変更、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止（休業）等の要請を検討
圏域の感染警戒レベル6	まん延防止等重点措置公示（特措法に基づく）	特定の区域において国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態（ステージⅢ相当）	まん延防止等重点措置の実施を検討
全県の感染警戒レベル6	緊急事態宣言（特措法に基づく）	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態（ステージⅣ相当）	緊急事態措置の実施を検討

#### (医療アラートに応じた対応策の目安)

アラート	対応策の例
医療警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊療養施設の増設</li> <li>・ 必要に応じて病床拡充の要請</li> </ul>
医療非常事態宣言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外出自粛や施設に対する営業時間の変更、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止（休業）等の要請により療養者数の減少を図る</li> <li>・ 確保した全病床への受け入れを要請</li> </ul>

## (2) 感染が増加した地域における県のまん延防止対策

- 感染が拡大した圏域に対する対策は、「早く、狭く、強く、短く」の考え方を基本としつつ、変異株への対応として市町村全域を対象とした営業時間短縮等の要請を実施
- 感染警戒レベル5とした圏域や市町村において講じた対策は主に以下のとおり
  - ・酒類を提供する飲食店等に対し、休業又は営業時間の短縮について協力等を要請  
(要請対象区域と期間)

長野市 【一部地域】	4月2日(金)～15日(木)
諏訪市、茅野市、原村 【全域】	4月21日(水)～5月5日(水) ※原村は4月21日(水)～4月29日(木)
伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、 南箕輪村、宮田村 【全域】	5月23日(日)～6月5日(土)

・飲食店の従業員等に対する集中的な検査の実施

- 全県に対して「医療警報」を発出し、以下のような協力を要請
  - ・高齢者、基礎疾患のある方の慎重な行動
  - ・会食の際の「信州版“新たな会食”のすすめ」の遵守
  - ・感染拡大地域への訪問や同地域からの帰省はできるだけ控えること

- 市町村全域を対象とした営業時間短縮等の要請により感染拡大の継続を回避するとともに、飲食店従業員を対象とした集中的検査の実施により感染状況を的確に把握した。
- 若い世代ほど感染警戒レベルの引上げや医療アラートの発出を受けた行動変容に繋がりにくい傾向があることから、県民の皆様からの協力を継続して得られ、行動変容に繋がるような工夫をさらに行っていくことが課題として挙げられる。

## (3) 時宜を捉えた対策の強化・県民の皆様への呼びかけ等

- 年度末年度始めやゴールデンウィーク期間を捉え、2度の「感染対策強化期間」を設け、県民の皆様に対し注意喚起
- 「やっているつもりは要注意！」として、基本的な感染防止対策の再度の確認、徹底を促すメッセージを発出
- 時宜を捉えた対策の強化や県民の皆様に対する積極的な呼びかけは県民の皆様の行動変容に繋がり、全国に比して新規陽性者を低く抑えることに寄与した。

## (4) 学校等における対策の強化

- 「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」を見直し、感染警戒レベル5となった地域では部活動の時間短縮をするなど対策を強化
- 各学校に対しガイドラインに基づく取組状況の点検を依頼するとともに、部活動などにおける感染症対策の留意点について周知を実施
- 学校等における感染防止対策については整理がなされたことから、今後もこの方針を継続していくことが適当である。

### 3. 「新しい生活様式」の定着を推進する取組

#### (1) 感染拡大予防ガイドラインの周知とイベント開催に対する事前相談への対応

- 事業者に対してガイドラインや「新型コロナ対策推進宣言」「信州の安心なお店認証制度」を周知、感染防止策の徹底を呼びかけ
- 「全国的な人の移動を伴うイベント」や「参加者が1,000人を超えるようなイベント」を対象に、事前相談を受け付け

- 「信州の安心お店認証制度」を普及させ、県民の皆様に対し、適切な感染防止対策を行う事業者の利用を促すとともに利用者自身の感染防止対策の徹底を働きかけることが必要である。
- イベントの事前相談については、開催前後における感染防止対策の呼びかけなど、よりきめ細やかな対応が必要である。

#### (2) 行動変容を促すための情報の発信

- 「感染リスク10分の1県民運動」を開始し、WEB、テレビ、チラシ配布等を通じ継続的に広報

- 感染対策強化期間（4月19日～5月9日）にあわせ「帰省も含めた県外との往來を慎重に検討すること」、「大人数での会食・会合を控えること」の周知徹底のための広報活動を展開。県内コンビニ、主要駅等へのポスター掲示、知事メッセージ動画放映に加え、若者世代への浸透を図るためのWEB広告や交通広告を活用し、集中的に発信



- 外国人県民の皆様に向け、『医療警報を踏まえてのお願い』などの知事メッセージを「やさしい日本語」及び多言語で作成し、市町村、地域国際交流団体等と連携して啓発
- 外国人県民の皆様のコミュニティや技能実習生など、働きかけのルートに応じて、各局及び地域振興局が市町村や関係団体等と連携して、困りごとやニーズの把握を実施
- メッセージ内容や発信方法を更に工夫するとともに、夏季の人流増加などを見越した広報を展開していくことが必要である。

### 4. 医療提供体制等の充実に向けた取組

#### (1) 医療提供体制

- 圏域内での患者受入が困難な医療圏については、県の患者受入調整本部が圏域を越えた患者の受入調整を行い、入院が必要な患者全てを県内の医療機関において受入れ

- コロナ回復後の患者の受け皿となる「後方支援医療機関」を23か所指定するなど、速やかな転院・転棟に資する体制を整備
- 宿泊療養施設については、東北中南信の全地域で運用を行い、1日に最大で137人の患者を受入れ

- 医療・療養体制の拡充を図るとともに、入院者の受入調整等、適切に対応することで確保病床の逼迫を軽減させ、医療非常事態宣言の発出を回避することができた。
- 中等症の段階で積極的な治療が行われたことにより、重症化するケースが減少したと考えられ、今後も重症化に至らないような対策を講じていくことが重要である。

## (2) 検査体制

- 13か所の外来・検査センターを引き続き設置し、検査体制が拡充された39の医療機関及び14の民間検査機関と検査に係る委託契約を締結するなど、検査能力を更に拡大
- 令和3年2月から環境保全研究所においてN501Y変異株PCR検査を開始し、6月11日からはL452R変異株PCR検査に切り替え
- 変異株陽性者が発生した場合の幅広い検査や、感染拡大地域における無症状者に対する検査を含め、必要な検査を積極的に実施
- 新たに「長野県新型コロナウイルス感染症PCR検査等実施方針」を策定し、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するためのPCR検査等に関する基本的考え方を明確化

- PCR検査等を積極的・戦略的に活用することにより、早期に陽性者を発見し、必要な治療・療養環境を提供して重症化を防ぐとともに、感染拡大防止を図っていくことが引き続きの課題である。

## (3) 保健所体制

- 保健師の定数を12人、臨床検査技師の定数を2人増員し、保健所の体制を更に強化
- 迅速な積極的疫学調査や濃厚接触者に対する健康観察等を確実に実施

- 保健所体制の強化により、積極的疫学調査を積極的に実施したことで、陽性者の早期発見・早期治療に寄与した。

## 5. ワクチン接種を進めるための取組

- 県が調整主体となる医療従事者接種向け優先接種を3月5日から、市町村が実施主体となる高齢者向け優先接種を4月12日からそれぞれ開始
- 「ワクチン接種相談センター」を開設し、県民の皆様からの相談に対応
- 高齢者への優先接種を7月末までに、希望する全県民の皆様への接種を11月末までに終えるスケジュール感を市町村と共有し、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会と県とが一体となってオール信州で取り組む「信州方式」の推進体制を構築

- 市町村と目標共有を行い、それを達成するために医療関係団体との連携や、県による補完的支援の実施及び必要な調整を行うことで、接種の円滑な推進に寄与した。

## 6. 誹謗中傷等を抑止するための取組

- 「新型コロナ関連人権対策チーム」による「コロナは思いやりと支えあいで乗り越える“あかりをともしよう”キャンペーン」のなかで実施してきた「ココロのワクチンプロジェクト」（誹謗中傷等を行ってしまう心の仕組みなどについて学び、意識変容・行動変容を促す取組）を継続して実施



- 「新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口」での相談受付を継続して実施するとともに、インターネット掲示板における書き込み等を確認し、必要に応じて法務局等の関係機関と連携して対応

- メディア等でも誹謗中傷等の抑止について呼びかけられたことから、県民の皆様の理解が一定程度進んだ。
- 相談内容やインターネット上の書き込みでは、なお誹謗中傷等は発生しており、今後とも状況を的確に把握した上で対応していくことが必要である。

## 7. まとめ

- 感染の第4波においては、新規陽性者数が第3波に比べて増加したものの、4月中旬と5月中下旬の2度にわたるピークは第3波よりも低く抑えられており、新規陽性者数は全国を大きく下回る水準で推移した。このことは、まん延防止のための取組や県民の皆様に対する注意喚起・協力の呼びかけ等を実施し、多くの県民の皆様にご協力をいただいた結果であると考えられる。
- 医療非常事態宣言の発出に至ることなく医療警報の解除ができたことは、受入可能病床の拡充に加え、療養者の適切な振り分けや、保健所における積極的疫学調査、さらにはPCR等検査を積極的に実施したことが功を奏したものであると考えられる。
- 今後は、本県においてもデルタ株等への置き換わりが一層進むことが懸念される一方で、感染予防対策の一環であるワクチン接種が市町村等との連携により着実に進みつつある状況を踏まえ、県民の皆様の命と健康、暮らしと産業を守るため、第4波の教訓を活かしつつ、さらなる対策強化を図っていくことが必要である。